

三本木自主防災会規約

「名 称」

第1条 この自主防災組織の名称は三本木自主防災会と称し、事務所を三本木公会堂内に置く。

「目的」

第2条 この防災会は、住民の相互協力の理念に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、災害の防止および軽減を図ることを目的とする。

「事業」

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及、意識の高揚に関する事。
2. 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急活動に関する事。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

「会員」

第4条 本会は三本木地区内にある全世帯を会員とする。

「役員」

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 副会長が兼務
4. 班長 5名

但し、会長は区長、副会長は区長代理とする。 班長は区長が推薦する。

「任期」

第6条 役員及び班員の任期は次の通りとする。

1. 会長、副会長の任期は区長、区長代理の任期とする。
2. 情報班は第56区班長、炊き出し班は婦人防火クラブ員で構成し、任期は第56区班長の任期とする。
3. 消火班、避難誘導班、救出救護班の班長及び班員の任期は2年とし、再任を妨げない。

「会議」

第7条 この防災会の総会及び役員会等の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

「会計」

第8条 この防災会に関する費用は、第56区一般会計より支出する。

附則 1版 この規約は平成11年2月1日から施行する。

2版 規約見直しによる変更により、平成25年7月1日から施行する。

3版 第6条3項の「60歳定年」を削除に伴い、平成27年6月1日から施行する。